

# 給与支払報告書の提出について

※前年に給与支払報告書の提出があった事業所には総括表をお送りしています。  
該当者がいない場合は、お手数ですが破棄願います。なお、その際の連絡は不要です。

令和8年1月1日現在、福島県小野町にお住まいの方の給与支払報告書を提出してください。

提出期限は**令和8年2月2日（月）**です。

（事務処理の関係上、**1月9日（金）**までの提出にご協力をお願いします。）

**給与支払報告書等はシステム読み込みの関係上、折らずにご提出願います。**

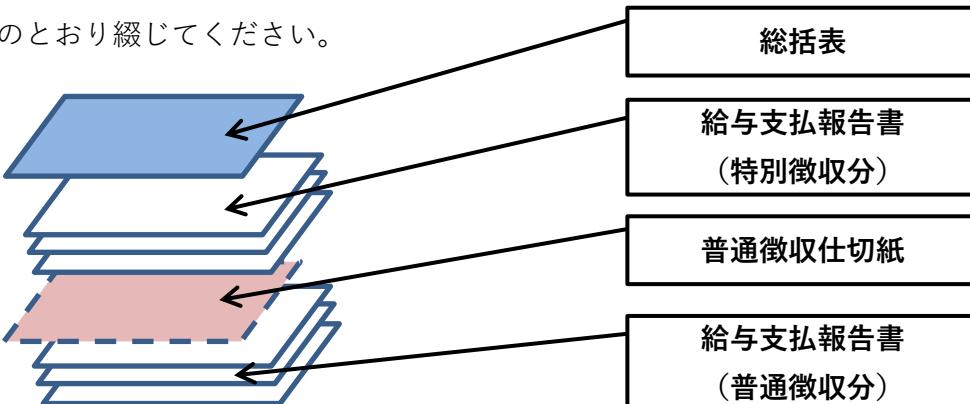
## ◆提出書類

1 給与支払報告書（総括表）

2 給与支払報告書（個人別明細書）…1人につき1部提出してください。

※給与支払報告書（個人別明細書）は税務署から送付されたものなどをお使いください。  
お持ちでない場合は送付しますのでご連絡ください。

★提出の際は下記のとおり綴じてください。



## ◆給与支払報告書を記入する際の注意点

- 16歳未満の扶養親族数について、給与支払報告書（個人別明細書）に必ず記入してください。記入が漏れると、住民税の非課税判定に影響が出る場合があります。
- 受給者の個人番号（マイナンバー）・生年月日・フリガナも必ず記入してください。同姓同名の方がいる場合、氏名だけでは個人特定できない場合があります。
- 総括表の「小野町への報告人員」欄は必ず記入してください。  
また、特別徴収・普通徴収の内訳数も記入してください。
- 前職分（他事業所分）の給与を合算して報告する場合、前職分の報告内容等を摘要欄に必ず記入してください。記入がないと課税誤りにつながる恐れがあります。

## ◆報告書提出後の訂正・退職等があったときは

- 給与支払報告書の提出後に変更や誤りが判明した場合は、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に朱書きで「訂正」と記入の上、再提出してください。
- 特別徴収対象者として給与支払報告書を提出した方に退職や転勤等の異動があった際は、「給与所得者異動届出書」を3月31日までに提出してください。  
提出が遅れると、6月からの特別徴収に反映されない場合があります。

### 提出先・お問い合わせ

〒963-3492

福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 小野町役場 税務課

電話0247-72-6932（直通）

«裏面に記入例があります»

# 《記入例》

## 給与支払報告書（総括表） ※青字のもの

⑧ 給与支払報告書(総括表)		※提出期限 令和8年3月31日
小野町長		令和 年 月 日提出
給与支払者の個人番号又は法人番号	※種別	※指定期間
特徴	普	徴
小野町へ在籍する従業員		事業種目
リガナ		受給者総数
代表者の名	印	特別徴収 住民税を給与から差し引きます人 在職者名
連絡者の所属・氏名・電話番号	印	普通徴収 住民税を給与から差し引きません人 乙欄その他 在職者名
会計事務所等の名称	印	計
町税徴収を特別徴収する場合は納入書		
必要 不要		
給与支払報告書の前欄項目		
事業所として他の給与(退職金等)を含めていますか?		
摘要欄に他の給与(前欄の内容)を記入して下さい		
必ず記載してください。		
い場合、他社分は含んでいません。		

### 《給与支払者の個人番号又は法人番号》

法人番号（個人事業主の場合は個人番号）を記入してください。

### 《受給者総数》

小野町以外へ提出している人數も含め、会社全体の人数を記入してください。

### 《小野町への報告人員》

小野町へ提出する人数を記入してください。

**特別徴収対象者と普通徴収対象者（退職者）、普通徴収対象者（乙欄その他）を必ず振り分けて記入してください。**

### 《納入書の送付》

納入書の必要・不要をお知らせください。（未記入の場合は前年のとおり、新規の場合は必要とします。）

## 普通徴収仕切紙 ※赤字のもの

福島県 小野町 (コード 07522)	普通徴収仕切紙	整理番号
事業所名		
特別徴収できない（普通徴収）理由		
普通徴収の方がいる場合、下記の該当欄に人数を記入の上、該当する方の給与支払報告書（個人別明細書）をこの仕切紙の後ろに取りまとめてください。		
理由区分	特別徴収できない（普通徴収）理由	人数
A	給与の支払いが不定期	名
B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）	名
C	事業専従者（毎月給与支払いの場合を除く。）	名
D	退職者・退職予定者（令和6年4月1日時点）	名
E	毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない者	名
普通徴収者（退職予定者含む。）合計		名
退職者（Dの人数のうち退職者のみ。）合計		名

### 《普通徴収者（退職予定者含む。）合計》

普通徴収として提出する方の合計人数を記入してください。（A～Eの合計人数になります。）

### 《退職者（Dの人数のうち退職者のみ。）合計》

Dのうちすでに退職している人数のみ記入してください。

# お 知 ら せ

## ◆給与支払報告書の様式改正及び個人番号（マイナンバー）の記入について

税制改正に伴い、給与支払報告書（源泉徴収票）の様式が改正されています。  
過去の様式を使用しないようご注意ください。

また、個人番号または法人番号を記入する箇所がありますので、確認のうえ記入してください。

なお、法人番号は下記のサイトで検索できます。  
(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)



## ◆給与支払報告書の電子データ等による提出について

税制改正により、前々年に税務署へ提出すべきであった源泉徴収票の枚数が100枚以上の事業所は市町村へ提出する給与支払報告書について、電子データまたはeLTAXにより提出することが義務付けられています。

## ◆eLTAX（地方税ポータルシステム）について

小野町では、eLTAXを利用したインターネットによる給与支払報告書の提出も受付可能です。窓口へお越しいただく必要がなく、自宅やオフィスから提出することができますので、ぜひご利用ください。

eLTAXを利用した給与支払報告書の提出について、詳しくは地方税ポータルシステムウェブサイト（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。



## ◆特別徴収事業所の一括指定について

県中地方各市町村では、給与支払者（事業所）が従業員に支払う毎月の給与から個人住民税を徴収（差し引き）し、各市町村に納入してもらう特別徴収の事業所を一括して指定し、納入をお願いしています。

令和8年度においても引き続きご協力をお願いするとともに、令和7年度で指定のなかった事業所にも拡充してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。